

國學院大學學術情報リポジトリ

フィリピン, 北部ルソン山岳部における焼畑の現状

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大崎, 正治, 杉浦, 孝昌 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00001041 |

フィリピン，北部ルソン山岳部における焼畑の現状

■ 大崎正治・杉浦孝昌

▶ 要約

本稿では、フィリピンの北部ルソン山岳地帯に住むさまざまな民族のうち、ボントク族とイフガオ族を取り上げ、彼らの焼畑耕作の現状を報告する。彼らは焼畑と常畑を区別せず、ともに *uma* と呼んでいる。彼らは一般的には棚田での水稲耕作民と概括されているものの、彼らの一部は近年まで雑穀や豆類のみならずコメも焼畑で栽培しており、焼畑は重要な生業の一部であった。

しかしここ30年ぐらいの間の急速な商品経済の浸透により、この地域の焼畑は大きく2つの方向に変化してきている。一つは焼畑そのものの放棄という方向、もう一つは焼畑での商品作物の栽培という方向である。

ただ、循環的森林利用という焼畑に特徴的な耕作方式とそれに関連する知恵が、彼らの間から完全に失われたわけではない。商品経済に翻弄されることなく、彼らの自主的・主体的生活様式が守られるためには、彼らの焼畑耕作の慣行が再評価されるべきと考える。

▶ キーワード

ボントク *Bontoc* 族、イフガオ *Ifugao* 族、焼畑/*uma*、焼畑抑制・禁止政策、商品経済の浸透

目次

1. 北部ルソン山岳部（コーディレラ）の調査民族と焼畑の概要
2. ボントク族マリコン村の *uma*
3. ボントク族フィアンテン村の *uma*
4. イフガオ族ポロット村・ゴデ村の *uma*
5. まとめにかえて

1. 北部ルソン山岳部（コーディレラ）の調査民族と焼畑の概要

本焼畑調査報告の対象民族は、マウンテン州のボントク *Bontoc* 族とイフガオ州のイフガオ *Ifugao* 族である。両者はともにルソン島北部山岳部に居住する諸農耕民族の仲間で、山地斜面での階段状水田耕作に比重のかかる生業を営んでいる。彼ら以外の農耕民の間では、同じ民族でありながら居住地域によって水田を主としていたり、焼畑を主としていたり、生業形態にはかなりの偏差が存在する。水田を主たる生業としているボントク族やイフガオ族でも、焼畑は従来からコメやそれに代わるアワ・ソルガム、主な副食であるマメ類やコメと混ぜて炊いたりブタの餌にしたりするタロイモやサツマイモなどを生産する、重要な生活手段であった。

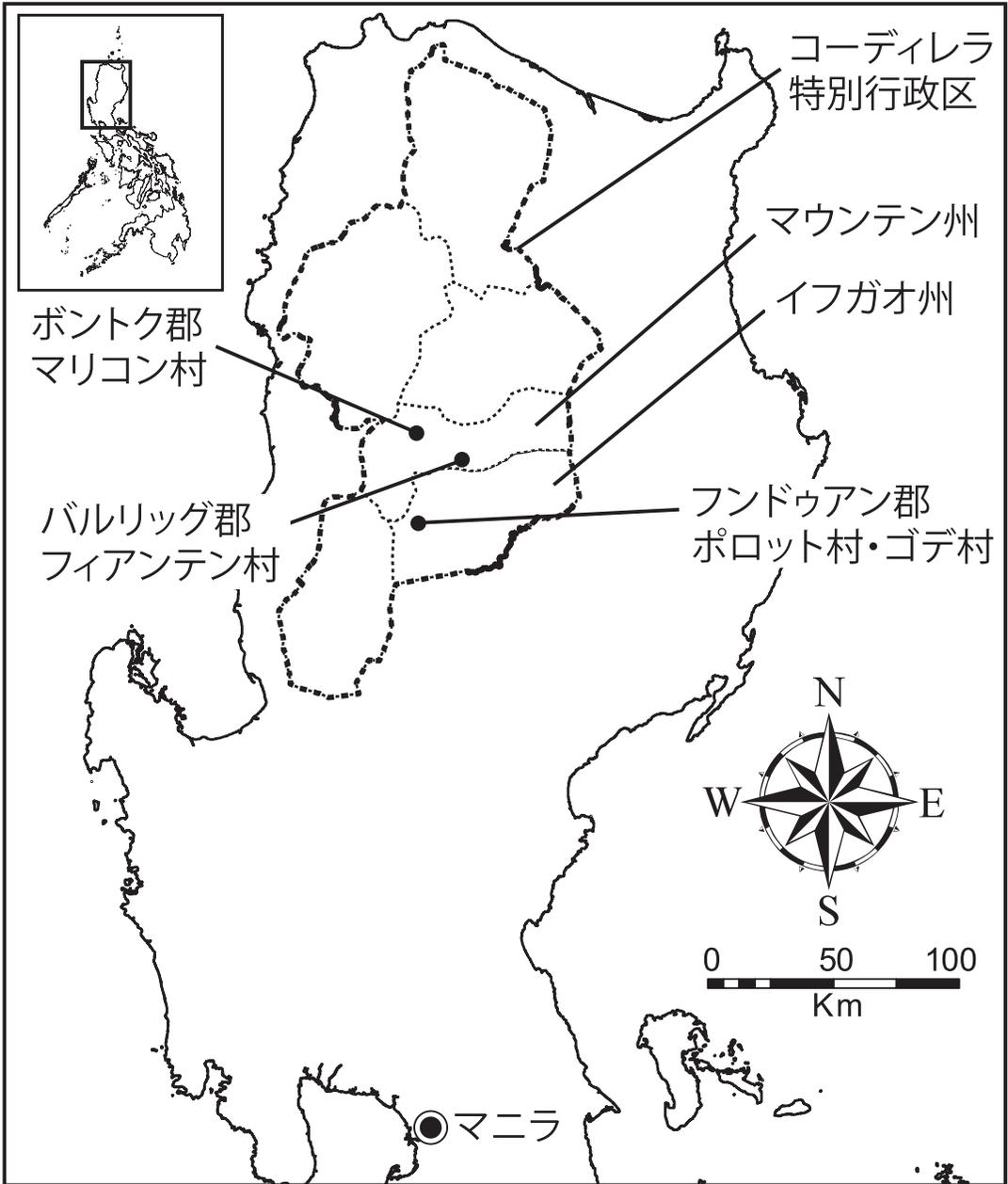
彼らの祖先がフィリピン諸島に到達した時にすでに水田技術を持っていたか否かははっきりしないが、最初は焼畑を主としていて、居住地の環境特性に適應する過程で、水田を多く作ることができた人々は水田を拡大しながら段々とその比重を水田での稲作に移していったものと思われる。したがって、現在彼らの生業の間で、焼畑を主とするか水田耕作を主とするかという違いが認められるといっても、それは民族的違いを必ずしも大きく規定するものではないだろう。

さて、私たちが焼畑という用語を本稿でどういう意味で使うか、まず明らかにしよう。

「焼畑の思想を求めて」⁽¹⁾ですでに議論したように、私たちの焼畑という用語に込めた意味は、福井義勝の「遷移畑」という考え方を踏襲しつつ、その概念をさらに一歩進めて、次のように意味付けした。すなわち、「森林の一部が何らかの要因で破壊され（落雷による山火事、暴風、樹木の枯れ死などによりできるギャップ）、そこから森林が回復過程に入るが、その自然植生の復活を真似て人為的に樹木を一定範囲伐採し、最初にそのギャップに侵入してくるパイオニア樹種が生長するまでの1~2年という短期間耕作し、その後は果樹などの樹木性の作物を疎らに植栽して収穫を挙げつつ、主に森林の自然更新の過程に任せる、そして10~15年休閑したのちその樹木を伐採して火入れし、耕地としての整地をするとともに、樹木本体に蓄積された養分を開放してそれを作物栽培及びその後の森林の回復のために利用する農法」と要約できよう。

このように焼畑農法を定義すると、耕地としてそこを整備する人為的な工作物の建造や土壌構造の変更は極力少なくすることをよしとすべきことがわかる。したがって、農具は地理学で一般的にいわれているハックという堀棒だけで、土壌への変更はそれで地面に播種のための最低限の穴を穿つのみである。焼畑耕地は短期間人間が作物を栽培するだけで

図表1 北部ルソンと調査地の位置



あり、すぐにそれが自然の循環（草による地面の被覆→陽樹であるパイオニア樹種-窒素固定菌との共生種であることが稀でない-の侵入・生長→パイオニア樹種の成長によりできた日陰を好む樹種の侵入・生長⁽²⁾）に戻っていくのを邪魔しないために、その一定の空間への人間の労働力の投下は最低限に抑えられる。これにより伐採前に存在した土壌構造の破壊を極力少なくし、土壌やそこに含まれる養分の流出を阻止する働きをする根系を維持するのである。したがって、この投下労働力の少なさをとらえて焼畑を「粗放」的であ

るとする一般に流布している言説は、誤解であると言わざるを得ない。そしてその誤解を下支えしているのは、近代経済文明がより技術的に進んでおり、焼畑農法は土を耕すことすらできない技術レベルに留まっていて、土壌中に残存する木の根や切り株を掘り起こすこともしない勤労さの欠如、という焼畑農法への蔑視、近代進歩主義に他ならない。

私たちの焼畑農法に対する以上のような見方は、常畑との対比を念頭にしたものといっ
てよい。常畑では深耕や施肥・灌漑を必要とし、その分労働・資本投入量が増加する。同じ土地を使い続けるということは、作物栽培によって吸収され土壌からは喪失する養分を人為的に外部から補給しなければならないからだ。そして、土壌を改造すればただけ、その土地への執着心が増大し、それを自然のサイクルの中に再び戻そうとは考えにくくなる。それはさらなる土地の疲弊を結果し、投入労働力・資本・資材の増大をもたらすであろう。それらが環境破壊の要因になるとしても、もはや止められない。目の前の土地の生産性を維持するためという、近視眼的視点に陥るのである。

近代農法における化学肥料や農薬の大量投入はすでに限界に達しているといわれる。化学肥料が投入されて有機物が土壌に加わらないと土壌は硬化し養分はすぐに枯渇するので、さらに化学肥料への依存度は深まる。農薬の散布による空気汚染は、農民のみならず近隣住民に健康被害を及ぼしたり、下流に流れる水質の汚染を引き起こしたりしている。それらは地球規模での気候変動や酸性雨、農地の砂漠を引き起こし、いずれ世界的飢餓を引き起こすと危惧されている⁽³⁾。こうした近代農法がもたらす甚大な被害という現実立ってようやく、私たちは焼畑と常畑を区別し冷静に比較するという視点を手に入れているのである。

そういう歴史から幸運にもほぼ免れてきているボントク族やイフガオ族の人々は、そもそも焼畑と常畑を区別しておらず、ともに *uma* と呼んでいる。山中に居住する彼らの畑は、居住スペースの中に含まれる家屋の間の菜園を除いて、ほとんど山の斜面に存在し、森や灌木林、草地を焼いて開かれる。次章以後で詳しく見るように、彼らは必ずしも森林を循環的に利用する計画を意識的に立てて実行しているわけではない。しかし、植生を伐採して火入れをし耕作したのち自然植生に還すという循環を一応持っているので、*uma* は焼畑と解釈してよいようだ。文化人類学者の *Prill-Brett* は、本稿で取り上げるボントク族の村のすぐ隣村の出身で、自身の村の *uma* について、「*uma* は天水に頼る焼畑 *swidden* (英語) で、マメ類・野菜果物などを混植する土地利用形態を表す一般的名称である。また、高度に人工的な水田とは違い、自然の生態系を真似したもので…」⁽⁴⁾、「耕作4-5年で休閑する」⁽⁵⁾としている。

ただし、彼らの畑は先述した私たちの概念から焼畑とはみなせない場合もある。現在ではむしろ、そちらの方が事例としては多いようにさえ見える。したがって、彼らの畑と私

たちが定義した焼畑との混同を避けるため本稿では、ボントク族とイフガオ族の焼畑を彼らの呼び名を借りて、*uma* と呼ぶことにする。

本稿で報告する調査地は、ボントク族のマリコン *Maligcong* 村（マウンテン州、ボントク郡）とフィアンテン *Fiyangten* 村（同州、バルリッグ郡）、イフガオ族のポロット *Porot* 村・ゴデ *Gode* 村（イフガオ州、フンドゥアン郡）の大きく分けて3か所である。それらの地域の *uma* の現状は、大きく2つに分類できる。一つは、*uma* をほとんど利用しなくなってしまった村、他方は、*uma* を自給的作物栽培から商品作物生産に切り替えつつある村である。マリコン村は前者に属し、他2ヶ所は後者である。

それらの村の一つ一つの *uma* の諸元をまとめたのが図表2である。

2. ボントク族マリコン村の *uma*

マリコン村では現在 *uma* 耕作が全く行われていないわけではないが、その数・面積ともわずかで、村人はすでに *uma* への関心をほぼ失くしていると言わざるを得ない。しかし、30年ほど前までは盛んにやっていたらしく、現在50歳代の人たちは、子供の頃よく親や祖父母に連れられて *uma* に出かけ、手伝いをした記憶を持っている。

マリコン村の中心集落は標高約1,350メートル、幾重にも重なる山ひだの間にぽっかり浮かんだような小さな丘状の小山の上にある。その周囲を東から北、西へと標高1,600, 1,800, そして1,700メートル内外の山々が取り囲んでおり、幾筋かある川は一本にまとまって少し低くなっている南側の山々の間を下っていく。標高1,250から1,450メートルの間の集落周辺の斜面にはほぼ隙間なく棚田が作られており、そこでの水稻栽培はこの村の主たる生業となっている。*uma* が作られていた場所は水田より上の斜面や下の溪谷に落ち込む斜面、また、集落からは見えない東から北にかけての山頂付近、さらには山の反対側斜面に点在している。

マリコン村では、常畑と焼畑とを区別せず畑一般を *uma* と呼んでいる。彼らにとって重要な区別は、水田 *payaw* と畑 *uma* のそれである（そのほかに、集落内の空き地が一時的に家庭菜園に代わったり水田の裏作 *finaling* でサトウキビ・サツマイモやマメ類を栽培したりする）。図表2にマリコン村の9か所の *uma* に関する情報を載せているが、名前が挙がっただけなら25か所を数えた。その9か所の内、*Chatar* や *Siblo* の *uma* は20~30年という長期間、継続的に使用されていた。*Lov-ong* はそれらよりかなり短く4年で耕作をやめているが、一年後に再び戻ったそうだ。世界的に見て一般的に耕作期間は

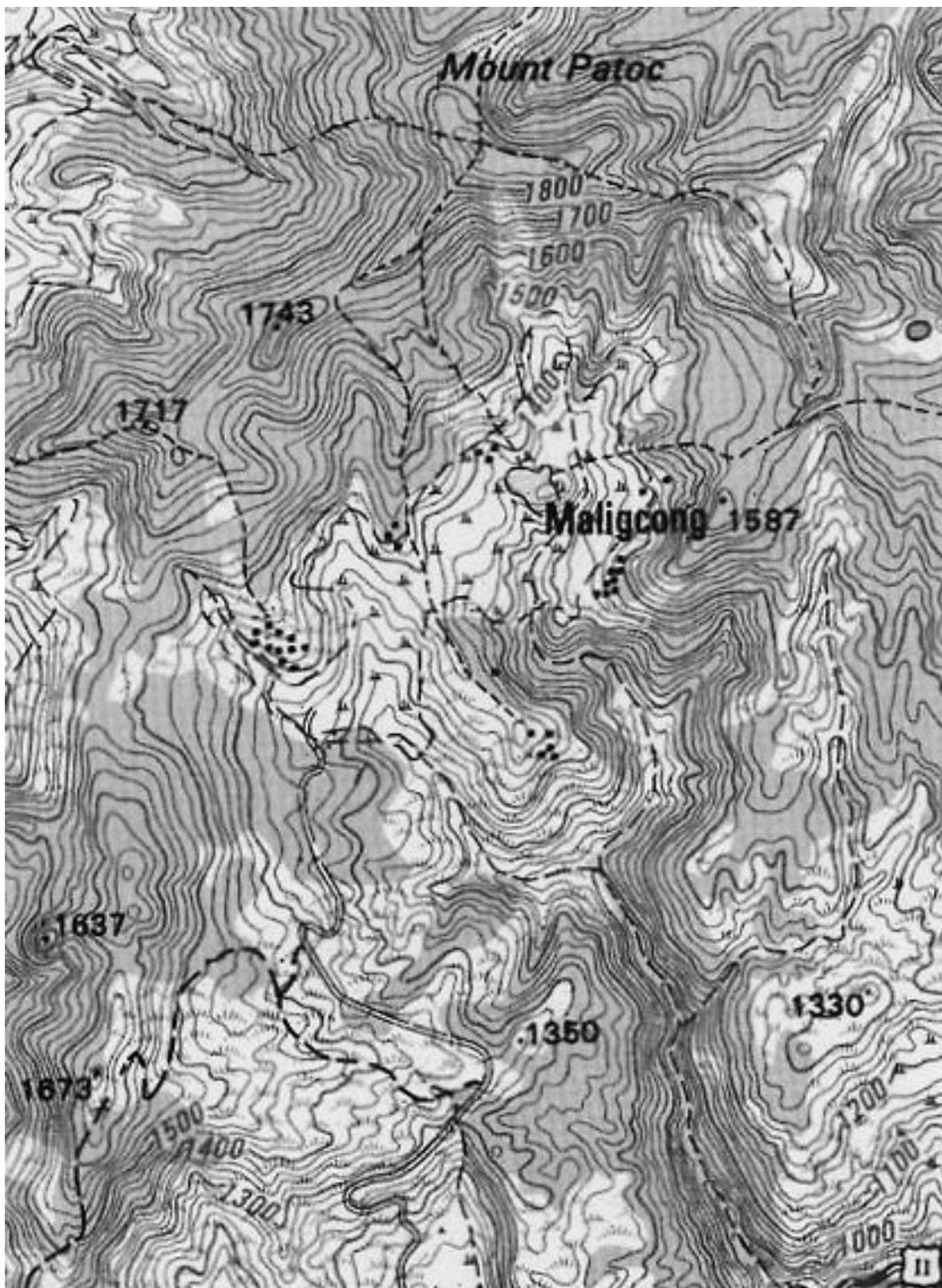
図表 2 調査対象の *uma* の諸元

| 村名 (民族), 州名 | <i>uma</i> の名称 / 地名 | 調査年月日 | 位置・地理的状況 | 現況 |
|---------------------------------|---------------------|---------------------------|---|--|
| マリコン村 (ポントク族), マウンテン州ポントク郡 | <i>Chatar</i> | 2017/3/1-9 2018/4/9-12 | 本村 <i>Favarey</i> の北側山地の中腹のやや広い高原, 南向き緩斜面, 灌溉用水路の上, 標高約 1450 m | ・耕作放棄後 30 年近い ・ <i>pag-pag</i> (雑木, シヤクナゲなど) が生えてはいるがまばらで幹直径はせいぜい 3 cm, シダやススキ, 下草で地表はおおわれている |
| | <i>Kavarat-tong</i> | 2018/4/9-12 | <i>Fan-golaw</i> (マリコン小学校のある分村) の東側斜面下方, 南東向き急斜面 (下端近くで標高 1200 m), 下端は川に落ち込む崖 | ・耕作放棄後 20 年 ・ <i>pag-pag</i> (幹直径 10 cm 程度の灌木がところどころに生えている), 4 m に達するススキ, 雑木の幹上にもシダが生え, 地面はシダと落ち葉で覆われている |
| | <i>Falikwey</i> (1) | 2017/3/1-9 | <i>Fan-golaw</i> のある丘稜の西南下の谷底 | 1980 年代に耕作を止め, 現在, <i>pag-pag</i> (樹高 10 m に達する木が生い茂っている) |
| | <i>Falikwey</i> (2) | 2017/3/1-9 | <i>Fan-golaw</i> のある丘の西南斜面下 | 収穫跡の豆の茎が残されているが, 引き続き栽培予定 |
| | <i>Siblo</i> | 2017/3/1-9 2019/4/4 | 本村の東北の広い谷間, 棚田のすぐ上, 西向き緩斜面 (周辺の斜面から養分が流れてきて集積するところ) | 背の高いススキ群落の間に灌木が生えている |
| | <i>Mato-eng</i> | 2017/3/1-9 | 本村の東側の山の斜面で西向き | マツ林 |
| | <i>Lov-ong</i> | 2017/3/1-9 | 北東隣のサクサカン村との村境付近 | 密林状の広葉樹の森 |
| フィアンテン村 (ポントク族), マウンテン州バルリグ郡 | <i>Putong</i> | 2018/4/9-12 | 分村 <i>Ada-ang</i> の東, <i>Fan-golaw</i> に続く鞍部西側斜面, 棚田のすぐ上, 広さ 30 m × 50 m ぐらいか | 3 年前に耕作放棄。灌木もほとんどなく, 草が主 |
| | <i>Magotok</i> | 2018/4/9-12 | 分村アダアンの一帯東の端, 道沿いの緩斜面, 広さ 20 m × 30 m 程度 | 焼いた後の炭化した木が少しある, 豆類を撒く準備をしている |
| | <i>Lat-oy</i> (1) | 2018/4/9-12 | <i>Tanudang</i> 川沿いの車道脇, 東向き斜面 | 新しく開き, 4 月に焼いたばかり |
| ポロット村とゴデ村 (イフガオ族), イフガオ州フンドゥアン郡 | <i>Lat-oy</i> (2) | 2018/4/9-12 | 標高 1485 m, <i>Tanudang</i> 川沿い東向き斜面, 面積 500~1000 m ² | ・レモン栽培 15 年, バイナップル栽培 10 年 ・木々の間に <i>parcha</i> を植える ・レモンは植えつけ後 4 年で収穫でき, その後 4 年間収穫できる ・バイナップルは 1 年後に収穫可能となり, その後も継続的に収穫できる (今の株は 11 年目だがまだ収穫できるものもある) |
| | <i>Pagto-or</i> | 2018/4/9-12 | <i>Lat-oy</i> (2) の <i>Tanudang</i> 川対岸, 西向き斜面 | 3 年前にレモンとオレンジを植えた |
| | <i>Makat-chay</i> | 2018/4/9-12 | 標高 1437 m, <i>Tanudang</i> 川沿い南向き斜面 | ・今年 2 月から伐採を始めて, まだ半分しか伐採し終わっていない。伐採された木々が 1 m 以上の高さにはぼ一面に積みあげられている。一番太い木 (マツではない) は直径 60 cm あった。このあたりの雑木は, 2 年で直径 10 cm 近くになる。斜面下方の草地には除草剤をまいて草をからした |
| ポロット村とゴデ村 (イフガオ族), イフガオ州フンドゥアン郡 | <i>Porot</i> (1) * | 2019/4/2 | 斜度 30 度ぐらいの斜面, 約 2 アールの広さ | 畝を作り, トマトを栽培している。トマトの間に, ベテルナッツ (ピンロウ樹, 現地語 <i>momma</i>) を植えている |
| | <i>Porot</i> (2) * | 2019/4/2 | 舗装道路を挟んだ 30~40 度の急斜面上, 面積は上側 3 アール以上, 下側 3 アール程度 | 火入れ後, 播種前 |
| | <i>Porot</i> (3) * | 2019/4/2 | 舗装道路下に広がる斜度 40 度程度の急斜面 | トマト栽培 (現在, 連続 14 回目の栽培), 農業使用 |
| | <i>Gode</i> * | 2019/4/2 | 舗装道路の上側の斜度 30~40 度の斜面上, 面積約 1 ヘクタール | トウモロコシ畑だが, 造林樹種のジェミリーナ (学名 <i>gmelina elliptica</i> か, ヤマネの仲間) やバナナと一緒に部分的かつ疎らに栽培されている |

* *uma* がある村の名称に合わせて本稿で便宜的につけた仮の名称

| 作物 | 耕作上の特徴 | 来歴 |
|--|--|---|
| ・トウモロコシ・カボチャ・ラッカセイ・サツマイモ（イモ、蔓や葉ともにブタのえさ）を作った、 <i>parcha</i> （蔓性草本のあずき色のインゲン豆）にはこの土質は向いていない（森を新たに開拓したところがよい） ・ <i>parcha</i> 、 <i>kaltis</i> （木本性のマメ）、 <i>mais</i> （トウモロコシ）、 <i>karnos</i> （カボチャ）、 <i>etab</i> （ツル性の白マメ）、 <i>falatong</i> （黒マメ、おそらくインゲン）、 <i>antak</i> （赤アズキ）も栽培していた | ・20年以上継続耕作が可能だった ・混作はしなかった（カモテと豆類も混作しなかった） ・焼いたあと灰の中に、スワウンという棒を使って3センチぐらいの穴をあけ、その中にカボチャの種をまいた ・収量は一定せず、収量が落ちると別の場所から草木を運んできて焼いた。 ・1家族200~500m ² 、1haやっていた人もいた | ・70年代は盛んに利用していたが、80年代から90年代初めに耕作中止した（スイギユウが侵入したため） ・昔から森林ではない、かなり前からブタの餌にするサツマイモを栽培していたため |
| <i>parcha</i> | — | — |
| — | — | — |
| <i>parcha</i> | — | — |
| — | 30年以上継続耕作可能だった | 30年以上継続して使用していたが、1990年代に耕作をやめた |
| — | — | ここはもとから <i>uma</i> はほとんど無くてマツ林と草地だけだった。30-40年前にはマツも少なかったが、燃料用伐採の中止と植林によって、今は増えた |
| — | 40年ぐらい前、ここで4年間作付を続けた（1年目の収穫がすごく良く、2年目は台風とネズミの害で収穫が落ち、3年目はよく、4年目もわりあい収穫があった。5年目には別の <i>uma</i> の <i>Magatok</i> に移ったが収穫がよくなかった。次の年にはまたここに戻った。しかし畑の持ち主—インフォーマントの祖父—が腰を痛め、それ以来耕作していない） ・最初の樹木伐採の際には、作物の日陰を作るため、樹木を腰の高さまで残し、火入れの前によく乾燥するように樹木を細かく切断して、2か月放置 | ・70年代は盛んに利用していたが、80年代から90年代初めに耕作中止した（スイギユウが侵入したため） ・昔から森林ではない、かなり前からブタの餌にするサツマイモを栽培していたため |
| — | — | — |
| 豆類（特定できず） | — | — |
| レモン、他の作物（ <i>parcha</i> か）を間作予定 | ・幅2mの防火帯を作って、斜面下方から焼く ・一度焼いた後、燃えカスを集めて再度焼く | — |
| レモン、パイナップル、 <i>parcha</i> を間作 | ・肥料はレモンには年1回、パイナップルにはやらない ・殺虫剤や殺菌剤は使用していない | — |
| レモン、オレンジ | — | ・レモン・オレンジを植える前までは <i>parcha</i> を栽培 ・この <i>uma</i> の上斜面に広がる雑木は10年以上前に休閑に入り、現在かなり深い森になっている |
| レモン・コーヒートと <i>parcha</i> の間作予定 | — | ・10年間休閑していた土地（使用权を持っている別の親族グループの土地だが、その成員から許可をもらい借りた、地代は払わない） ・以前はサツマイモや <i>parcha</i> を栽培していた |
| トマト、ベテルナツ | ・邪魔な木の株を掘り起こした ・畝を作っている | 2017年に伐採して2019年1月に火入れした（伐採した時は大木もあったので、腐らせるのに時間がかかった） |
| キャベツ（予定） | — | 道路上側は3か月前に2回火入れし、下側は3日前に火入れした |
| トマト | 畝を作っている | 2, 30年前に初めて森を開き、今回は4年前に火入れしたもの |
| トウモロコシ（4~6か月で収穫可能）、ヌエバ・ビスカヤ州バンバン（当地から車で2時間程度の距離）の市場まで持って行って売る | 化学肥料を使用 | 4年前に自然林を開いた |

図表 3 マリコン村地形図



(出所 : <http://www.namria.gov.ph> 2019 年 10 月 4 日参照) * 本地図の横差し渡し約 5 キロメートル

写真1 マリコン村の *uma* 跡 (*Siblo*—中央の緩斜面, 背の高いスキ群落の間に灌木が生えている)



2~3年であるとされているが⁽⁶⁾, それに比べて4年はともかく, 20~30年はかなり長い。村人は収穫が悪くなれば休閑すると考えているだけで, とくに何年間, 何回耕作と初めから決めてサイクルを考えていたわけではなさそうだ。とくに *Chatar* や *Siblo* は, 周辺の斜面から養分を含む土砂が流れ落ちてきて滞留する地形にあり, 継続耕作が可能であったようだ。合理的判断からそういう土壌を選択して耕作しているのである。したがって, 土壌条件が違えばそれに合わせたサイクルで耕作していたと考えられる。ある古老の話では, 少なくとも2~3年連続して耕作し(始め樹木を伐採して火入れし, 2年目からは前年の作物の茎や雑草を燃やした), 収量が減ると2年は休閑していた。*uma* を3か所もっていてそれを順に交代させながら耕作したが, 休閑の代わりに1~2年は別の作物を栽培することもあった。6~7年後に最初の場所に戻ってくるが, そのぐらいの期間で *pag-pag* (灌木林—彼らは松林や原生林は *filig* という“山”一般を意味する単語で呼んでいる) は人間の足の太さ, 樹高10メートルぐらいまで成長し密生するそうだ。

このように, それぞれの土地の持つ特性を把握しそれに応じて利用方法を変える工夫が見てとれる。それは, *Chatar* の土には *parcha* (蔓性草本のあずき色のインゲンマメ) は不向きで他のマメはよいというような, どの土地にはどの作物がよいか悪いかという判断にも表れている。また, 新しく森を開くときは, 簡単なお祈り(供犠はせず, 火を焚いて)を文化英雄神 *Lumawig*, 時には祖霊 *anito* に対しておこない, その許しを乞うたそうだ。

マリコン村では *uma* 耕作は大体30年ぐらい前から衰退し始めた。その理由の一つは, 彼らの社会がかなり前から水田に依存する程度が高い社会であるということにあらう。彼らの祖先がこの山岳地帯に進出してきたころからの歴史において, 生業形態がどう変化し

てきたかについては今のところほとんど明らかになっていないが、現在（少なくともここ100年程度）、彼らの生業形態が水田を中心としていることが、*uma* 耕作に関してあるべきさまざまな民俗や慣習、耕作技術や方法の確立・保持へ彼らの意思を向けさせなかったものと考えられる。

もう一つの理由は、すでに30年前には、若者の多くが都市での生活にある程度体験し、出稼ぎその他賃労働に関心が向いていたことによる。自分自身で作物を作らなくても、賃労働で稼いだ現金で食料のみならず、工業製品も購入できる状況になってきた。その状況を生み出したのは、フィリピンが80年代後半のマルコス政権末期の混乱から脱してアキノ政権を経て経済成長を果たし、また、「民主的」政策により地方開発資金が増強されたこと、さらに度重なる自然災害からの復興資金がこの地方に多く流れ込むようになったことなどが考えられる。

3. ボントク族フィアンテン村の *uma*

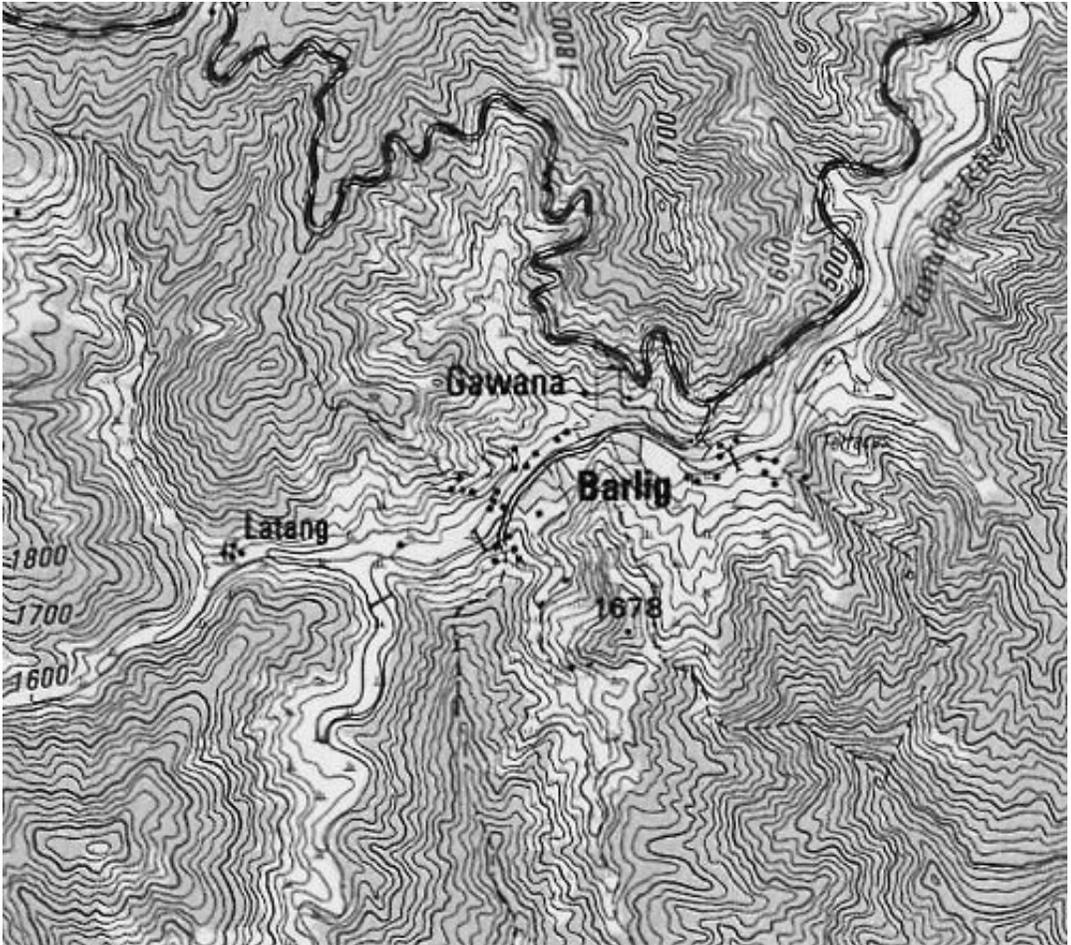
一方、同じボントク族でもバルリッグ郡の調査地では *uma* を商品作物生産に振り向ける方向への変化が目立つ。マリコン村と同様、労働力の商品化も含む商品経済化の進展に伴って住民の流出現象が起きていないわけではないが、*uma* の利用の全般的な衰退が起きているマリコン村とはこの点で異なっている。

図表2に整理したように、彼らが *uma* を使用して栽培している、あるいはこれから栽培しようとしている商品作物は、レモン・オレンジ・コーヒー・パイナップルなどで、その間に伝統的な作物のマメ類 (*parcha* が主) を間作している。この地域の人々は、レモンについてすでに15年の栽培経験を持っているが、近年さらに面積を拡大しつつある。

こうした果樹栽培と樹間における商品的/自給作物の栽培は、一般的にアグロフォレストリーと呼ばれ、フィリピン政府も推奨している農法である。環境保全のための植林と生活資料の獲得の両方の目的を同時に追求することができるという点が注目され、全世界で推進されている。だが、だれがその主体性を握るか、どのような樹種をどのようにどの程度の規模で植林するかで、望ましい結果が得られるかどうかは不確かである。中国では茶畑やゴム園を植林地と見なし、統計上森林面積を大きく見せて、茶畑の土壌劣化を覆い隠すかくれ蓑に使われてもいる⁽⁷⁾。

マリコン村でもオレンジの果樹園が10数年前から試みられている。また、近年ではグアップル（グアバの一種で、直径10cmぐらいの大きさになる）の果樹園が拡大を見せ

図表4 バルリッグ郡地形図



(出所：http://www.namria.gov.ph 2019年10月4日参照) *本地図の横差し渡し約5キロメートル

ている。しかし、村人はそれを *uma* とは呼んでいない。その理由はすでに述べたように、マリコン村の生業は早くから水田に依存していて *uma* をやめて久しいからであろうが、実質的にはバルリッグの *uma* での果樹栽培と大差ない。バルリッグの果樹栽培は、一般的にいわれている伝統的な焼畑農法、すなわち、せいぜい2~3年の1年性作物栽培の間に休閑に入った時に実を付ける果樹を植えて休閑中でも果樹の収穫を得る方法の、延長線上にあるものとする余地はある。しかし、すでに化学肥料が使われている点で、常畑化の傾向を示しているといえよう。将来商品作物の市場価格が低下して結果的に果樹園が放棄され森林が復活する（マリコンと違って、バルリッグの樹木の成長はいちじるしくはやい）という生態サイクルが戻る可能性はあるが、果樹栽培をしている当人たちはそれを見込んでいるわけではないだろう。

写真2 バルリッグ郡の *Lat-oy* (レモンとパイナップルが混植されている *uma*)

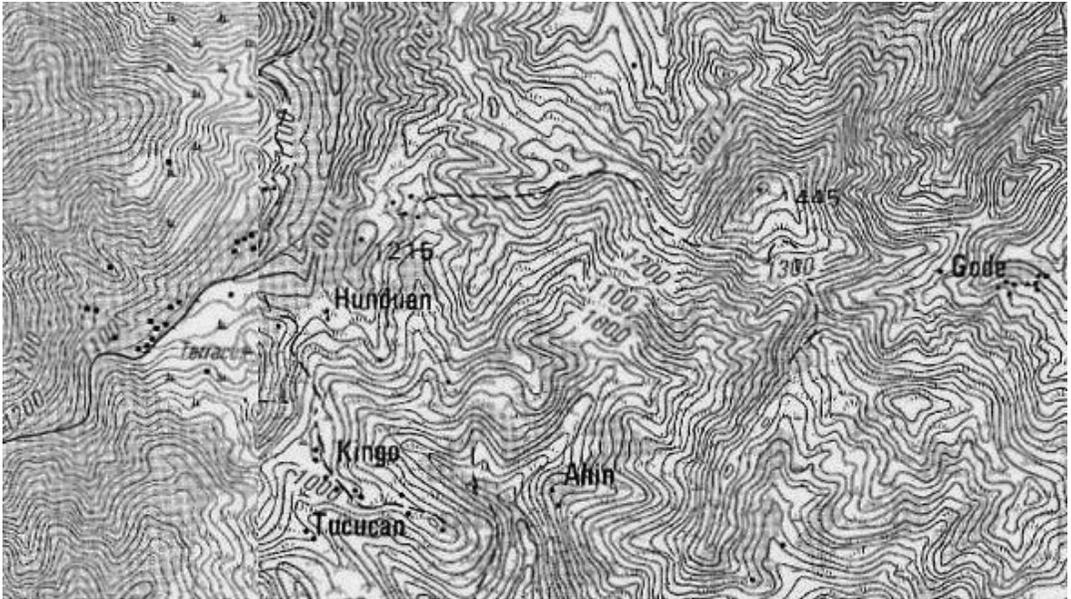


4. イフガオ族ポロット村・ゴデ村の *uma*

この地域の *uma* も今は、商品作物栽培が主体となっている。自家消費用の主食であるコメは水田で十分とれるが、ポロット村の住民の7割が *uma* を作っている。もちろん商品作物といっても、その一部を自給用にしたり、売り物にならないものは自家消費したり、また、同じ作物でも化学肥料や農薬を使わずはじめから自家消費用として栽培しているものも交じっている。さらに、商品作物の間に、自家消費用のタロイモなどを栽培しているところもある。

調査したのは4か所の *uma* で、そのうち2か所でトマトを栽培していた。トマト栽培の際には畑に畝を造成し農薬も使用している。畝を造成して労働投下量が大きくなると、いわゆる焼畑という耕作方式(ある年数耕作したらその後は森に戻す)は取りづらくなるとインフォーマントは話していた。トマトの間にベテルナツ(消石灰と、キンマと呼ばれるコショウ科つる性植物の葉と一緒に噛む嗜好品)を实らせるヤシ科の植物を植えているところもあった。それに比して、トウモロコシが栽培されていた *uma* では、トウモロ

図表5 フンドゥアン郡地形図



(出所：http://www.namria.gov.ph 2019年10月4日参照) *本地図の横差し渡し約5キロメートル

コシは不規則に生え、間にバナナや政府推奨の造林樹種で生長の速いジェミリーナ *gemilina* (学名 *gmelina arborea*, 用材樹種) と呼ばれているヤマネ科の木が育っていた。そこでは化学肥料を使用しているとのことだった。そのほかキャベツを栽培する予定で開いた *uma* があった。

以上のことから、この地区の *uma* は、直ちに森林破壊につながるような状況には至っていないけれども、現状から判断すればすでに私たちが本稿の最初で厳密に定義したような焼畑という範疇から外れ、常畑化しつつあると言わざるを得ない。しかし、従来の *uma* での耕作方法や農耕儀礼に関する知識が失われてしまったわけではない。インフォーマントによれば、かつての農耕サイクルはひとそれぞれの事情や気候にもよるけれど、大体1~2月の田植えの後に木の伐採をし、3~4月にかけて火入れ、5~6月に播種、というものであった。経営規模は約1ヘクタールで、陸稲・サツマイモ・パパイヤなどを育て、3~5年で休閑にした。化学肥料や農薬は使わず、コメは2年続けて栽培しない。除草はコメの場合は1回、サツマイモは2回、ジャガイモは3回以上やった。コメも含めいろいろな作物を混植した。休閑に入る前にはバナナ、マホガニーやジェミリーナの木を植えた。火入れ前には切り倒した木を真ん中に集めて防火帯を作り、火は斜面上部からつけて類焼を防いだ。土質にもよるが、休閑は5年程度で大丈夫なところもある。5年経てば樹高は2~3メートルになる。*uma* での作業では“結”(現地語 *ubb*) を組む。*uma* での儀礼としては、コメを作るときだけであるが、種まきの際に *kopi* (ニワトリ供犠)、刈り入れの

写真3 フンドゥアン郡の *uma* の一つ *Porot (A)* でのトマト栽培



写真4 フンドゥアン郡の *uma* の一つ *Gode* (トウモロコシ畑, 画面左の白い幹の樹木がジェミリーナ)



際には *niring* (ニワトリかブタ供犠) を行った。*uma* を開く斜面の斜度はせいぜい 35 度ぐらいまでだが、土質・森の種類・斜面の方角はあまり気にしない。

一貫してコメを重視している文化であることはうかがえるが、イフガオ社会もコメの生産では水田耕作の比重が高くなっているの、焼畑耕作民⁽⁸⁾に比べれば *uma* 耕作に関して場所の選択から儀礼体系まで、それほど緻密さは感じられない。しかし、一通り森林の循環的利用という条件は備えていたとみてよいだろう。

5. まとめにかえて

焼畑は、フィリピンでは1975年に出された大統領令第705号改正森林法（以下、PD 705⁽⁹⁾）で、抑制・禁止の対象とされている。その法律では焼畑は *kaingin* というタガログ語の用語が当てられており、次のように定義されている。

「移動的あるいは永続的な伐採と火入れという農法によって耕作される森林地 *a portion of the forest land which is subjected to shifting and/or permanent slash-and-burn cultivation*（第3章 用語の定義 p 項）」

ここでいう「森林地」とは何かというと、同じく上記法の中で、「国有林・永久林・森林保護区」と定義されている（第3章 d 項）。重要な点は、焼畑は農地ではなく森林地とされているところで、しかもその使用者は土地に対する権利を保証されるような法的取り扱いから除外されていることがうかがえる。フィリピン法制度の中で、焼畑は抑圧ないし消滅させられる方向にあるのである。PD 705 でダイレクトに焼畑を禁止している条項は、第79条である。その条項で、当局（森林開発局）の許可のない焼畑行為に対して罰則を定めている。ただここからは、許可を得れば焼畑をやることができる、とも読める。しかし、法文全体の主旨から言って、焼畑に対して冷淡、ないし抑圧の方向だと考えざるを得ない。第5条には、森林開発局の仕事として、焼畑を防ぐための施策を実行すること、第38条には、森林への不法侵入・占拠・焼畑・山火事から森林を効果的に守るべきこと、第52条には、焼畑民と文化的少数民族を不法占拠者 *squatter* と同列に並べている記述がみられるし、第53条には1975年5月19日以前に開いた焼畑は処罰の対象としないがそれ以降の新規開拓・拡大は処罰の対象となる、と書かれている。焼畑は移動を本分とする点から見て、これは実質的な焼畑禁止措置であろう。そして、彼らを森林開発庁長官の決定により居住地から排除できるとも記されている。

以上のように、フィリピンの法制度上では焼畑は禁止ないし抑制の方向にある。しかし、筆者が調査しているコーディレラの山岳地帯では、実際に焼畑は必ずしも禁止されたり抑圧されたりしているわけではない。その理由は2つあると思われる。一つは制度的に土地の使用に関してある程度自由が保証されていることである。もう一つは事実上の理由で、焼畑を実施している人々の数が森林面積に比べて少ないことである。したがって、当局も上記の焼畑禁止/抑制的法制を盾に取締りを強化すべき状況にないと判断している、と推

測できる。

まず制度的理由についてだが、住民の証言によれば、*declaration* という制度があり10年間税金を払う（1.5ヘクタールで年間60ペソ、マニラの市場で国産米1キログラム当たり36～65ペソ、2019年4月11日、筆者調べ）と、その土地（あくまで村落共同体の中で慣習的に本人が利用権を持っている土地を、共同体の承認を得たうえで、のことであるが）の利用権が確定する、また、そこをどう使うかについて役所は何も制限をしてこない、というのである（焼畑を開く場所は指定される、という証言もある）。*declaration* は、土地所有権 *land title* の取得と違って権利的には弱いものであるが、手続きが簡便なので地方ではかなり広く行われているらしい。今のところ私たちはその法律的根拠を見つけられていないが、こうした行政的措置の背景には、コーディレラ山岳民たちの長い自主独立の歴史があると考えられる。

フィリピンがスペインの植民地支配下にはいった16世紀後半以後でも、この地域は実質的な植民地支配から逃れ、それ以前からの慣習を維持した自主的な生活様式を保ってきた。スペインに代わってアメリカが19世紀の終わりから植民地支配を引き継いだ後も、保護という名の差別という側面はあったものの、植民地政府は低地社会とは違う彼らの社会の独自性を認めた政策を敷いた。1946年のフィリピン独立後は、国家の開発政策により強制立退きという悲劇に見舞われる人々も出たが、政府に開発計画を断念させる闘いを繰り広げもした。その結果、現行憲法下で地域自治権が認められた⁽¹⁰⁾。実際には自治区は成立していないけれど、この地域の住民による慣習法や伝統、実質的な土地利用を認める立法が行われた（1997年成立の先住民権利法⁽¹¹⁾）。こうした彼らの自主独立のための闘いが行政に影響を与え、住民の主体性を尊重する傾向を生み出しているのではないだろうか。

この *declaration* に似た例が森林管理政策の中に見出せる。それは、1980年代後半からボントク族エリアの北西部地域に主に居住しているイトゥネグ *Itneg*（ティンギャン *Tingguian*）族のコミュニティーなどで先進的に試みられた、山地民への森林管理権限の移譲プロジェクトに見出せる。それはそれまでの国家・政府主導の森林管理の限界を打開する一つの解決策と期待されている。すなわち、一定の森林地の土地権を共同体的土地保有権 *communal title* として住民に認め、森林の管理・利用・保護を住民に任せる試みである。長年の慣習に基づいて森林の利用（伝統的な焼畑や、近代的なアグロフォレストリーも含む）を行っている山地民の自主性・主体性を尊重するその実験は、おおむね成功しているようだ⁽¹²⁾。そしてそのような流れは、上述のような歴史を持った山岳民だけにとどまらず、全国的な傾向をも生み出している。国有林から住民を追い出して森林保護を行うのではなく、住民の生活権を認め彼らの自主性に任せる方法の成功例も報告されている。

写真5 イフガオ州フンドゥアン郡内の *uma*（中央の火入れ後の黒い部分）と周辺の森林



ルソン島中部低地社会でのその試みは、国有林地の一定の土地保有権 *certificate of stewardship contract* を農民に認めたくえで植林義務を負わせる農家造林と呼ばれるもので、失敗した政府主導の造林事業に対し、成功しているというのだ。住民の主体性に任せて行う造林事業の成功例であろう⁽¹³⁾。

ただ、先述した森林法 PD 705 における焼畑禁止条項と、*declaration* による事実上の焼畑の自由とは、後者が仮に明確な法律的根拠を持っているとしても、法体系上相矛盾する規定ないし運用であると言わざるを得ない。フィリピンの森林劣化が激しいことはつとに言われることであるが、森林保護や森林回復を目指す立場からすれば、法制度上の矛盾はゆゆしいことであろう。しかし、大所高所からの森林政策は実態を反映していない机上の空論であって、焼畑の実態を詳しく把握している現場において、その現場にふさわしい対策を取ることができる柔軟性はむしろ必要に思われる。実際、本稿で調査検討したコーディレラ地域において、今のところ地元行政は焼畑に関して強い規制に出ていない。おそらく、次のような現実を踏まえてのことであろうと思われる。それが2つ目の事実上の理由である。つまり、焼畑面積は地域全体の森林面積に比べて、十分小さいのである（写真5参照）。一つ一つの焼畑面積はせいぜい1ヘクタールで、大体はその半分以下である。そして焼畑地と焼畑地の間には十分森林があり、休閑期間中の森林回復を保証している。フィリピン全体の森林面積率が1918年に56%だったものが1973年までに30%以下に低下したのに比べ、1990年に出された報告ではコーディレラのボントク・カリंगा・カンカナイ・ティンギャン族地域では森林破壊の兆候が見え始めたばかりで、イフガオ族地域の森林はまだ健全な状態にあった、とされている⁽¹⁴⁾。焼畑規制は、水田と焼畑を長年生業の中心としてきたコーディレラの人々の生存権に関わることであり、国法を一律に

適用して焼畑を制限・禁止すべきではないであろう。

本稿で扱った例はわずかではあるが、それらは、森林を含む山岳地帯で長年暮らしてきている山岳民の節度を持った森林との付き合い方を示している。彼らのあり方は、工業化・都市化しすぎた近・現代人に、今後、自然を改変・破壊し自然からの略奪で利益を得て暮らしてきている生活をどう自然環境と調和させる方向に持って行くかを、示してくれているように思う。もちろん、近年の山岳民の暮らしに浸透しつつある市場経済的思考と行動に私たちは注意をしていかなければならないが、彼らの慣習の中にはまだ、近代的傾向に歯止めをかける要素も生き続けている。そういう側面を私たちは積極的に評価していくべきである。

<注>

- (1) 大崎・杉浦 (2018: 126-8)
- (2) Whitmore (1984: 81-95)
- (3) 原 (1994: 139-63)
- (4) Prill-Brett (2015: 80)
- (5) Prill-Brett (2015: 69)
- (6) 福井 (1991: 238)
- (7) 大崎・杉浦・時雨 (2014: 324-5)
- (8) たとえば、フィリピン中部のミンドロ島山岳地帯に住むマンヤン族。Conklin (1957)
- (9) Presidential Decree No. 705, 1975
- (10) 大崎・杉浦・石橋 (1989~1993), 杉浦 (1995: 419-04)
- (11) 杉浦 (2001)
- (12) Cornista, Escueta (1990)
- (13) 関 (2002)
- (14) Sajise, Omegan (1990: 61)

<参考文献>

(邦文文献, 著者名五十音順)

- 大崎正治・杉浦孝昌, 2018, 「焼畑の思想をもとめて」, 『国学院経済学』, 第66巻第1号, 95-131頁
- 大崎正治・杉浦孝昌・石橋誠, 1989~1993, 「少数民族の共同体的慣習法の国法における位置—フィリピン・コーディレラ諸民族の場合 (1) ~ (6)」, 『国学院大学日本文化研究所紀要』第64~71輯
- 大崎正治・杉浦孝昌・時雨彰, 2014, 『森とともに生きる中国雲南省の少数民族』, 明石書店
- 杉浦孝昌, 1995, 「フィリピンの土地関係諸法におけるコーディレラ諸民族の土地権 (下)」, 『国学院日本文化研究所紀要』, 第73輯, 446-402頁
- 2001, 「市場経済化とマイノリティー—先住民土地権の諸相と展望—」, 小林昌之編, 『アジア諸国の市場経済化と社会法』, アジア経済研究所, 89-130頁
- 関良基, 2002, 「東南アジア熱帯における造林戦略」, 田淵洋・松波淳也編, 『東南アジアの環境変化』, 法政大学出版局, 131-51頁
- 原剛, 1994, 『日本の農業』, 岩波新書
- 福井義勝, 1991, 「焼畑農耕の普遍性と進化—民俗生態学的視点から—」, 大林太良 (編) 『日本民俗文

化体系5 山民と海人－非平地民の生活と伝承－』，小学館，235-274頁

(外国語文献，著者名アルファベット順)

Conklin, Halord, 1957, *Hanunoo Agriculture*, FAO Forestry Development Paper No. 12

Cornista, L., & Escueta E. F., 1990, "Communal Forest Leases as a Tenurial Option in the Philippine Uplands", in Poffenberger, Mark ed. 1990, *Keepers of the Forest*, Ateneo de Manila University Press, pp. 134-144

Presidential Decree No. 705, Revised Forestry Code, 1975

Prill-Brett, June, 1986, "The Bontok: Traditional Wet Rice and Swidden Cultivators of the Philippines", originally in Marten, Gerald, (ed.) *Traditional Agriculture in Southeast Asia*, Boulder Co., West View Press, in Tolentino, Delfin, Jr. ed. 2015, *Tradition and Transformation—Studies on Cordillera Indigenous Culture*, Cordillera Studies Center, University of the Philippines Baguio, pp. 65-98

Sajise, Percy E., & Omegan, Elizabeth A., 1990, "The Changing Upland Landscape of the Northern Philippines", in Mark ed. 1990, *Keepers of the Forest*, Poffenberger, Ateneo de Manila University Press, pp. 56-68

Whitmore, T C., 1984, *Tropical rain forests of the Far East*, second edition, Clarendon Press. Oxford

